

福島県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者の順序を定める規則

(平成19年2月1日規則第2号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第152条の規定に基づく福島県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順序 副広域連合長

第2順序 事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。